

川崎市青少年の家管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号。以下「条例」という。）及び川崎市青少年の家条例施行規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第12号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、川崎市青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 青少年の家を利用できる者は、おおむね満5歳（いわゆる幼稚園等の「年長組」に属する児童）以上の者とする。ただし、保護者が付き添い、かつ指定管理者が認めた場合は、満5歳未満の者も利用できるものとする。

(利用許可に係る手続等)

第3条 条例第8条第1項に規定する青少年を構成員とする団体に係る利用許可の手続等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊利用の場合

利用の受付、決定及び利用に係る許可書の交付は、随時申込みの順序により行う。ただし、指定管理者があらかじめ指定した期間については、別の方法により行うことができるものとする。

(2) 日帰り利用の場合

利用の受付は、申込みの順序により行う。ただし、利用の決定及び利用に係る許可書の交付は、おおむね利用日の19日前に行うものとする。

2 条例第8条第2項に規定する一般の団体に係る利用許可の手続等は、前項第2号の規定を準用する。

(利用区分等)

第4条 宿泊利用の団体の構成員の中に日帰り利用の構成員がいる場合の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 青少年の家の利用許可を受けようとする団体の構成員の中に、宿泊利用の者と日帰り利用の者がいる場合は、利用者は利用申請時にその旨申し出るものとする。

(2) 前号の場合における利用許可の受付等の取扱いは、第3条第1項第1号の宿泊利用の場合と同様とする。

(3) 第1号の場合において、当該利用許可を受けようとする団体の構成員のうち、4人以上の宿泊利用者があり、かつ、当該構成員の2分の1以上の者が宿泊利用者である場合は、宿泊利用料のみを徴収し、日帰り利用に伴う会議室等の利用料

金は、徴収しない。

- (4) 前号の規定に該当しない団体にあつては、宿泊利用料（宿泊利用を行う者の分に限る。）及び当該利用する会議室等の利用料金を併せて徴収する。

(利用料金の減免)

第5条 利用料金の減免を受けようとする者は、当該減免申請時に次の各号に掲げる者の証明を付するものとする。

- (1) 施行規則第11条第1項第1号に該当する者
学校が行う団体活動であることを確認するための学校長の証明
- (2) 施行規則第11条第1項第2号に該当する者
児童福祉施設が行う団体活動であることを確認するための当該施設長又は指定管理者の証明
- (3) その他の者
青少年の家の指定管理者が指示した者の証明

2 施行規則第11条第2項の規定により、利用料金を免除し又は減額する場合の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市が事務事業を行うとき 全額
- (2) 市内に在住する心身に障がいをもつ者及びその介助者が利用するとき 全額
- (3) 市外に在住する心身に障がいをもつ者及びその介助者が利用するとき
5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
- (4) ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎連絡会、川崎市子ども会連盟、川崎市海洋少年団が総会、記念事業又は指導者養成事業を行うとき 全額
- (5) その他こども未来局長が特に減免することが必要であると認めるとき
その都度定める額

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。